

特定公共的施設整備計画(変更)届出書

世田谷区長 あて

届出者 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地(住所)	世田谷区		
2 名 称			
3 種 類	道路 公園・緑地等 動物園・植物園・遊園地 公共交通施設 路外駐車場		
4 工事の種別	新設		改修
5 規 模 等	道路 延長 m	面積	m <sup>2</sup>
	公園(公園・緑地等 動物園・植物園・遊園地)	敷地面積	m <sup>2</sup>
	公共交通施設	面積	m <sup>2</sup>
	路外駐車場	駐車可能台数 台	面積 m <sup>2</sup>
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代 理 人	住所及び名称		
	氏名	電話番号	

※回答(確認)欄			
※決裁欄	担 当	係 長	課 長

注意

1. この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(以下「規則」という)別表第1に定める道路、公園、公共交通施設及び路外駐車場で特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。
2. 「3種類」及び「4工事の種別」の欄は、該当事項を○で囲んでください。
3. ※欄には、記入しないでください。
4. 規則第13条第2項の別表第14に定める図書を添付してください。
5. 届出書は、正副2部提出してください。

受領日 年 月 日 印

別表第14（第13条、第17条関係）

区分	添付書類
建築物	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
道路	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び標準断面図 3 その他区長が必要と認める書類
公園	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び詳細図 3 その他区長が必要と認める書類
公共交通施設	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
路外駐車場	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図及び配置図 3 その他区長が必要と認める書類
集合住宅	1 区長が別に定める集合住宅整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
特定公共的施設整備項目表（公共交通施設）**

(遵) 遵守基準		不特定かつ多数の者が利用する部分				
(整) 整備基準		不特定又は多数の者が利用する部分				
整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄		
				(遵)	(整)	
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	1 平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料( )		
	2 路面に段差を設けない	良	否			
	3 排水溝、集水ます等を設けない (やむを得ず設ける場合はつえ等が落ちない構造の蓋)	有	無	溝幅 = mm		
2 移動等円滑化経路	1 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て、車両の乗降口に至る経路のうち1以上は移動等円滑化経路	良	否			
3 駅前広場	1 歩行者用通路は車路と分離	有	無			
	2 駅舎等の出入口付近に滞留空間・休憩施設の設置	有	無	滞留空間 休憩施設		
	3 歩行者用通路に視覚障害者誘導用ブロックの敷設	有	無			
	4 歩行者用通路は平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	舗装材料( )		
	5 バス停留所を運行本数・路線数に応じて配置	路線数	本	停留所 箇所・降車場 箇所		
	6 案内板、説明板、標識等の設置		箇所			
	7 案内板等はわかりやすく車いす使用者等に配慮した高さ		cm	表示板面の中心高		
	8 案内板等の表示は文字の大きさ、色調、明度に配慮	良	否			
	9 案内板等の表記は平仮名、ピクトグラム、ローマ字等の併用(JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有	無	平仮名 ピクトグラム(絵文字) ローマ字等( )		
4 駅舎等の出入口	1 床面に段差を設けない	良	否			
	2 平たんでぬれても滑りにくい仕上げとし、内外のすべりにくさ同等	良	否	材質( )		
	3 幅は90cm以上		cm			
	4 車いす使用者のための停車区画を設ける場合にはその旨を見やすい方法により表示	有	無			
	5 出入口の上屋はコンコース・通路等が雨等によりぬれない構造	有	無			
5 駅舎等の駐車場(設ける場合)	1 車いす使用者用駐車施設を設置 *努力基準: 全駐車台数200以下の場合1/50以上、200を超える場合1/100 + 2以上設置。遵守基準: 1以上設置		台			
	2 幅は350cm以上	良	否			
	3 駅舎等までの経路が短い位置に設置	良	否			
	4 車いす使用者用駐車施設が付近に駅舎等への誘導表示を設置	有	無			
6 駅舎等の通路等	1 幅は200cm以上 *遵守基準: 140cm以上		cm			
	2 床面に段差を設けない	良	否			
	3 壁面及び柱面の看板及び設置物を突出させない	良	否			
	4 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有	無			
	5 平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )		
7 駅舎等の旅客待合所及び休憩施設(設ける場合)	1 分かりやすく利用しやすい位置に設置	有	無			
	2 通路幅は140cm以上		cm			
	3 床面に段差を設けない	良	否			
	4 平たんで滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )		
	5 壁面及び柱面の看板及び設置物を突出させない	良	否			
	6 車いす使用者等が利用できる十分な広さを確保	良	否			
	7 高齢者、障害者等の利用しやすいベンチ等の設置	ベンチ テーブル	箇所 箇所			
	8 通路等又は乗降所に休憩設備を1以上設置 *高齢者等が利用しやすい位置に休憩設備を設置し、通路等から休憩室への経路は高齢者、障害者等が円滑に利用できるもの 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ等を設置		箇所			
8 駅舎等の券売機	1 金銭投入口等を車いす使用者の手が届く高さに設置		cm			
	2 券売機カウンターに切込み又はけこみ付券売機	有	無	切込み けこみ付券売機		
	3 運賃等を点字で表示	有	無			
	4 運賃表は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさとし高齢者、障害者に見やすい位置に設置	良	否			
9 駅舎等の出札、案内所等	1 カウンター下部に車いす使用者の利用に支障ない空間の確保	有	無			
	2 筆談用具等の準備及び当該用具のある旨を表示	有	無			
10 改札口	1 改札口通路のうち1以上の幅は90cm以上		cm			
	2 自動改札機への進入の可否をわかりやすく表示	良	否			
11 駅舎等の戸	1 幅は90cm以上 *遵守基準: 85cm以上		cm			
	2 自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	良	否			
	3 床面に段差を設けない	良	否			

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
特定公共的施設整備項目表（公共交通施設）**

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
12 階段	1 踏面及びげあげの寸法は一定	良	否		
	2 主要な階段は回り階段でないこと	良	否	直階段	折れ曲がり階段
	3 幅は120cm以上		cm		
	4 高さ300cm以内ごとに踊場を設置	有	無		
	5 踏面は平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )	
	6 踏面の端部全体を識別しやすく、つまずきにくい構造	良	否		
	7 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字表示	有	無		
	8 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有	無		
	9 階段下に視覚障害者へ必要な高さ、空間等の配慮	良	否		
	10 両側に立ち上がりの設置(側面が壁面の場合は不要)	有	無		
13 傾斜路	1 幅は120cm以上		cm		
	2 こう配	屋内1/12以下(16cm以下1/8)	1/		
		屋外1/20以下(16cm以下1/8、75cm以下1/12)	1/		
	3 高さ75cmごとに、180cm以上の踊場の設置 *遵守基準:150cm以上	有	無		
	4 折り返し部分及び他の通路と出会う部分には、180cm以上の水平部分の設置 *遵守基準:150cm以上	有	無		
	5 両側に35cm以上の立ち上がりを設置(側面が壁面の場合不要)	有	無		
	6 平たんで濡れても滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )	
	7 こう配部分と接続する通路とを識別	良	否		
8 屋外に設ける傾斜路には、上屋を設置	有	無			
14 エレベーター	1 改札口にできるだけ近い位置に設置	良	否		
	2 かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上 *遵守基準:80cm以上		cm		
	3 かごの容量は11人乗り以上		人乗り		
	4 高齢者、障害者等が支障なく利用できる附属設備・音声誘導装置等の設置	有	無	附属設備	音声誘導装置
	5 乗降口ビーに車いすが回転できる空間の確保	有	無		
	6 かごの内外をお互いに視認できる構造	有	無	ガラス窓	画像表示設備
15 エスカレーター (設置する場合)	1 改札口にできるだけ近い位置に設置	良	否		
	2 上下専用	良	否		
	3 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げ	良	否		
	4 操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設置	良	否		
	5 くし板 できるだけ薄く設置 原則黄色で縁取り	良	否		
		有	無		
	6 14に定めるエレベーターの設置が困難な場合、車いす対応型エスカレーターの設置	有	無		
	7 踏面の端部全体を周囲と識別	良	否		
	8 行先、昇降方向を知らせる音声案内装置の設置	有	無		
9 エスカレーター上下端に近接する道路の床面に進入の可否の表示	有	無			
16 駅舎等(鉄道の駅舎等に限る。)の乗降場	1 床面の水こう配は1/100程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げ	1/		材質( )	
	2 床面及びホーム先端のノンスリップタイルはぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )	
	3 ホーム先端のノンスリップタイルはホーム縁端警告ブロックと対比するように配置	良	否		
	4 縁端及び両端にホーム縁端警告ブロックか点状ブロックの敷設	有	無	警告ブロック	点状ブロック
	5 線路側以外の端部に、転落防止のためのさく等の設置	有	無		
	6 乗降場と車両のすき間及び段差は最小限	良	否	すきま幅 =	mm
	7 乗降に係る部分に上屋を設置	有	無		
	8 すべての車両の乗降口及び車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場にホームドア又はホームゲートの設置	有	無	ホームドア	ホームゲート
	9 8以外の乗降場に転落防止設備の設置	有	無	ホームドア	ホームゲート ホーム縁端警告ブロック等
	10 列車の接近を警告するための設備の設置	有	無	文字	音声 その他( )
	11 十分な明るさを確保した照明設備の設置	有	無		
	12 車いすスペースに通ずる旅客用乗降口には乗降場位置の表示	有	無		

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
特定公共的施設整備項目表（公共交通施設）**

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
17 便所	1 1以上の便所(男女別の場合はそれぞれ)を次に掲げるもの	有	無		
	便所への案内、誘導表示、男女別表示等を分かりやすく表示	有	無		
	平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )	
	出入口及び床面には段差を設けない	良	否		
	出入口の幅は90cm以上 *遵守:85cm以上			cm	
	大便器は1以上を腰掛けとし、手すり設置			箇所	
	小便器は1以上を受け口の高さ35cm以下とし、手すり設置			箇所	
	洗面器は1以上に手すり設置			箇所	
	オストメイト対応汚物流し等を設置した便房を1以上設置			箇所	
	ベビーチェアを設置した便房を1以上設置			箇所	
	ベビーベッド等の設備を1以上設置			箇所	
	便所内に次に掲げる車いす使用者用便房を1以上設置	有	無		
	ア 出入口の幅は90cm以上 *遵守:85cm以上			cm	
	イ 戸は車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	良	否		
ウ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	良	否			
エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設置	良	否			
オ からを設置した便所及び便房出入口にその旨を表示(JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有	無			
18 駅舎等の公衆電話(設ける場合)	1以上を次に掲げる構造の台の上に設置	有	無		
	1 高さ70cm程度			cm	
	2 台下部に高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間	有	無	高さ cm 奥行き cm	
19 駅舎等の案内板等	1 出入口付近に主要な設備の配置を表示した案内板の設置	有	無		
	2 出入口付近に、周辺の施設等の案内板等を設置	有	無		
	3 駅舎等の要所に駅の名称を表示	有	無		
	4 路線の案内板、乗降所その他の主要な施設の案内板等を設置	有	無		
	5 移動等円滑化の措置がとられた設備の付近には、その存在を表示する標識の設置	有	無		
	6 わかりやすく車いす使用者等に配慮した高さ			cm	表示板面の中心高
	7 案内板等の表示は文字の大きさ、色調、明度に配慮	有	無		
	8 案内板等の表記は平仮名、ピクトグラム、ローマ字等の併用(JIS Z8210に定められているときはこれに適合させる)	有	無		平仮名 ピクトグラム(絵文字) ローマ字等( )
20 駅舎等の案内装置等	1 列車の到着及び通過、行き先を知らせる放送設備を設置	有	無		
	2 フラッシュ及び音声により聴覚障害者に緊急事態の発生を知らせるための点滅型誘導音装置付誘導灯を設置	有	無		
	3 連続した手すりの曲がり角及び端部付近に点字又は記号による案内表示	有	無		
	4 出入口付近に施設の配置を視覚障害者に示す設備の設置	有	無	点字 音声 その他( )	
	5 乗降場に、列車の到着、通過、行き先を知らせるための文字による情報提供表示機を設置	有	無		
	6 列車の運行に関する情報を文字及び音により提供するための設備の設置	有	無	文字 音声 その他( )	
21 視覚障害者誘導用ブロック	1 移動等円滑化経路を構成する通路等に視覚障害者誘導用ブロック又は音声等の誘導設備を設置	有	無	視覚障害者誘導用ブロック 音声誘導装置	
	2 下記の通路等に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設	良	否		
	視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター	有	無		
	視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と設備等配置点字案内板等	有	無		
	視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と便所の出入口	有	無		
	視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と券売機	有	無		
	視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と出札	有	無		
	視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と案内所等	有	無		
	3 券売機から改札口までの経路及び改札口の通路に1以上連続して敷設	有	無		
	4 下記の部分に点状ブロックを敷設	良	否		
	階段・傾斜路・エスカレーターの始末端部に近接する通路の床	有	無		
	エレベーターの乗降ロビーの操作盤の前	有	無		
	設備等配置点字案内板等の前	有	無		
	便所の出入口の前	有	無		
券売機及び出札、案内所等の前	有	無			
5 敷設には目的地まで安全・確実に到達できるよう配慮	良	否			
6 視覚障害者誘導用ブロックの色は原則黄色			色		
7 視覚障害者が認識しやすい形状	有	無			
8 材質は十分な強度、滑りにくく耐久性対磨耗性にすぐれたもの	有	無	材質( )		

**世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例  
特定公共的施設整備項目表（公共交通施設）**

整備項目	整備基準	整備内容等		審査欄	
				(遵)	(整)
22 こせん橋	安全かつ円滑な移動に配慮した構造、配置等	良	否		
23 踏切	1 歩行者が安全かつ円滑に通行できる通路部分を連続して確保	有	無		
	2 踏切の手に間に歩行者が安全に留まることができる空間を確保	有	無		
	3 踏切内は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )	
	4 踏切内外に連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有	無		
	5 遮断機の手前に点状ブロックを敷設	有	無		
24 軌道の停留所	1 乗降所は車いすを回転させることができる幅を確保	有	無		
	2 平たんでぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )	
	3 乗降所に至る経路及び乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設	有	無		
	4 乗降場の縁端及び両端に、ホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設	有	無		
	5 壁面及び柱面の看板及び設置物を突出させない	有	無		
25 自転車等駐車場	1 出入口は、車の通行等を考慮して安全な位置に設置	有	無		
	2 自転車等の出入庫は、出入が容易な構造	有	無		
	3 駐車方法は平置式	有	無		
	4 照明設備を設置	有	無		
	5 場内の見通しがきく	良	否		
	6 分かりやすい位置に案内板等を設置	有	無		
26 バス停留所	1 分かりやすい場所に停留所の位置等を表示	有	無		
	2 行き先、経由地、運行予定表等を表示	有	無		
	3 バスターミナルに総合案内板(全体の運行系統、バス停留所等を表示)を設置	有	無		
	4 乗降場の床面はぬれても滑りにくい仕上げ	良	否	材質( )	
	5 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有	無		
	6 車両の通行、停留、駐車の場合に接する乗降場の縁端に、視覚障害者の進入を防止するための設備を設置	有	無		
	7 停留する車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造	有	無		
27 タクシー乗り場	1 タクシー乗り場である旨を表示	有	無		
	2 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設	有	無		
28 手すり	1 主要な通路の両側に二段手すりを設置	有	無		
	2 傾斜路、階段等の両側に連続して二段手すりを設置 *遵守基準:一段手すりにできる	有	無		
	3 二段手すりの場合、下段が床面から65cm程度	上段	cm		
		上段が床面から85cm程度に設置	下段	cm	
	4 一段手すりの場合は、床面から80cm程度に設置		cm		
	5 手すりの形状は高齢者、障害者等が支障なく利用できるもの	良	否		
	6 手すりの材質は取付場所にあったもの	良	否	材質( )	
	7 始終端部、分岐部等の要所に行き先、方面等を点字で表示	有	無		
8 便所、エレベーター等に移乗等動作補助用手すりを設置	有	無	水平型 垂直型		

注記 1 整備内容等欄の には、該当するものに または を、その他は数値又は整備内容等を記入してください。  
2 数字は算用数字を用いてください。  
3 審査欄には記入しないでください。

## 特定公共的施設整備完了届出書

世田谷区長                      あて

次の特定公共的施設の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地	
2 名称	
3 届出者	住所
	氏名                                      ⑩ 電話番号
4 届出	年 月 日
5 届出番号	第                      号
6 完了	年 月 日
7 代理人	住所及び名称
	氏名                                      ⑩ 電話番号
8 備考	

確認事項欄      （記入しないでください）			
確認年月日	年                      月                      日		
回答欄 （確認欄）			
建築物・道路・公園・ 公共交通施設・路外駐車場		注意 1. 整備完了写真及び写真の撮影位置、方向を明示した図面を添付してください。 2. 届出書は、正副2部提出してください。	
決裁欄	担 当		

受領日      年      月      日      ⑩